

三次市教育委員会規則第 号

三次市教育委員会組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月 日

三次市教育委員会

教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会組織規則等の一部を改正する規則

(三次市教育委員会組織規則の一部改正)

第1条 三次市教育委員会組織規則（平成16年三次市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「職制等（第11条―第13条）」を「職制等（第11条・第12条）」に、「附属機関（第14条）」を「附属機関（第13条）」に改める。

第3条中「課」を「教育部」に改める。

第4条中「前条に規定する課」を「前条に規定する部」に改め、同条の表を次のように改める。

課名	係名
教育企画課	教育企画係
学校教育課	学事係
	教育指導係
社会教育課	文化学習係
	児童育成係

第5条の表を次のように改める。

課名	係名	分掌事務
教育企	教育企	(1) 教育委員会の会議に関すること。

画課	画係	(2) 規則の制定又は改廃に関する事。 (3) 教育目的のための基本財産及び積立金に関する事。 (4) 公告式に関する事。 (5) 陳情・請願に関する事。 (6) 公印の管理に関する事。 (7) 文書の収受及び保管に関する事。 (8) 寄附に関する事。 (9) 教育政策に関する事。 (10) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事。 (11) 教育財産の取得及び管理に関する事。 (12) 危機管理に関する事。 (13) 教育委員会の評価に関する事。 (14) 事務局・課の庶務に関する事。
学校教育課	学事係	(1) 児童生徒の就学に関する事。 (2) 通学区域に関する事。 (3) 就学援助，就学奨励に関する事。 (4) 学校保健及び健康教育に関する事。 (5) 教職員の手当等に関する事。 (6) 学校配分予算の管理に関する事。 (7) 教科用図書に関する事。 (8) 学校事務共同処理に関する事。 (9) 学校給食調理業務に関する事。 (10) 学校その他教育施設の営繕及び保守に関する事。 (11) 学校等の備品の管理に関する事。 (12) 課の庶務に関する事。
	教育指導係	(1) 教職員の人事，給与及び福利厚生に関する事。 (2) 教職員（市費支弁の者）の任免に関する事。 (3) 教職員のサービスの監督に関する事。 (4) 教職員の労働安全衛生に関する事。 (5) 学級編制に関する事。 (6) 教育課程に関する事。 (7) 教科等の指導に関する事。 (8) 教職員の研修に関する事。 (9) 学校経営指導に関する事。 (10) 生徒指導に関する事。 (11) 特別支援教育に関する事。 (12) 乳幼児教育に関する事。 (13) 子どもの未来応援宣言に関する事。
社会教育課	文化学習係	(1) 社会教育の推進に関する事。 (2) 社会教育委員の会議に関する事。 (3) 芸術・文化活動に関する事。 (4) 芸術・文化団体の育成指導に関する事。 (5) 文化財の保護に関する事。 (6) 文化財保護委員会に関する事。 (7) 図書館に関する事。 (8) 社会教育及び芸術・文化施設に関する事。

		(9) 生涯学習に関すること。
		(10) 課の庶務に関すること。
	児童育成係	(1) 奨学金に関すること。
		(2) 放課後子ども教室に関すること。
		(3) 青少年に関すること。

第 1 1 条第 1 項中「教育次長」を「部長及び次長」に改める。

第 1 2 条を削る。

第 1 3 条中「教育次長」を「部長」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 1 4 条の表中

「

主管課
文化と学びの課
文化と学びの課

」を

「

主管課
社会教育課
社会教育課

」に改め、同条を第 1 3 条とする。

(三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第 2 条 三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則（平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 部長

第 4 条第 1 号中「教育次長」を「部長」に，「教育委員会事務局」を「教育部」に改める。

第 4 条中第 4 号を第 5 号とし，第 3 号を第 4 号とし，第 2 号を第 3 号とし，第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 次長は，上司の命を受けて教育長及び教育部長を補佐するとともに，所属職員を指揮監督する。

(三次市教育委員会公印規則の一部改正)

第 3 条 三次市教育委員会公印規則（平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第4条中「文化と学びの課」を「教育企画課」に改める。

第5条及び第6条中「文化と学びの課長」を「教育企画課長」に改める。

第7条中「文化と学びの課」を「教育企画課」に改める。

第9条、第10条及び第12条中「文化と学びの課長」を「教育企画課長」に改める。

（三次市就学指導委員会規則の一部改正）

第4条 三次市就学指導委員会規則（平成16年三次市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会事務局学校教育課」を「教育部学校教育課」に改める。

（三次市民ホール運営委員会規則の一部改正）

第5条 三次市民ホール運営委員会規則（平成26年三次市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教育委員会文化と学びの課」を「教育部社会教育課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。